

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 12 日

水 曜 日

第5348号

目 次

告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	
○指定管理者の指定	3
○都市計画事業の事業計画の変更認可	5
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	

公 告

○富山県の特定役務調達に係る一般競争入札の実施	6
○土地改良区連合の役員の就退任	11

告 示

富山県告示第86号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の25第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 12 日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
居宅訪問型 児童発達支 援	令和 7 年 3 月 1 日	1650200114	一般社団法人 ストレンジス	射水市作道 63番地 5	紙飛行機	射水市作道 63番地 6

富山県告示第87号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月12日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 館本郷添島線	富山市婦中町蔵島1079番地先から	変更前		最大 7.6 最小 6.4	45.9	富山土木 センター
	富山市婦中町蔵島1080番地先まで	変更後		最大 8.9 最小 7.8	45.9	
県道 三室荒屋富山線	富山市善名 687番から	変更前		最大 7.5 最小 7.3	61.6	富山土木 センター
	富山市善名 688番まで	変更後		最大 8.2 最小 7.9	61.6	
県道 高岡砺波線	高岡市戸出放寺64番から	変更前		最大 14.2 最小 8.4	152.5	高岡土木 センター
	高岡市戸出放寺74番1まで	変更後		最大 15.8 最小 12.3	152.5	

富山県告示第88号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月12日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月12日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 館本郷添島線	富山市婦中町蔵島1079番地先から 富山市婦中町蔵島1080番地先まで	令和 7 年 3 月12日	富山土木 センター
県道 三室荒屋富山 線	富山市善名 687番から 富山市善名 688番まで	令和 7 年 3 月12日	富山土木 センター
県道 高岡砺波線	高岡市戸出放寺64番から 高岡市戸出放寺74番 1 まで	令和 7 年 3 月12日	高岡土木 センター

富山県告示第89号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県富岩運河環水公園

富岩運河環水緑地

富岩運河（知事が指定する区域に限る。）

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

環水共創パートナーズ

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

有限会社金岡造園

富山市神通本町二丁目4番30号

株式会社飛鳥ガーデン

富山市茶屋町103番地

株式会社久郷一樹園

富山市丸の内三丁目2番6号

タイムズ24株式会社

東京都品川区西五反田二丁目20番4号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

富山県告示第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和7年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園太閤山ランド

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

富山県告示第91号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

4・4・201号 山室二区公園

3 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成12年12月20日から令和11年 3 月31日まで

富山県告示第92号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土地改良事業（赤田地区）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法

律第195号) 第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業(赤田地区)変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年3月12日から

令和7年4月10日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

////////////////////////////////////

公 告

////////////////////////////////////

富山県の特定役務調達に係る一般競争入札の実施

富山県の特定役務調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。

令和7年3月12日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称
富山県納税通知書等作成業務
- (2) 調達をする特定役務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 契約期間（委託期間）
契約締結の日から令和11年12月31日
- (4) 調達をする特定役務の実施場所
富山県経営管理部税務課

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 378号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 378号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札参加申込

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする特定役務の仕様が、入札説明書に示した規格等に適合するものであることを証明する書類等を入札参加申込書に添えて、3 の(2)に掲げる提出期限までに、3 の(1)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加申込書等の提出場所

〒 930－8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県経営管理部税務課

電話 076-444-3180（直通）

(2) 入札参加申込書等の提出期限

令和7年4月7日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部税務課

電話 076-444-3180（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年3月12日から同年3月31日までの間に、入札説明書等を富山県ホームページ「【令和7年3月12日公告】富山県納税通知書等作成業務に係る一般競争入札の実施について」（下記URL）に公開する。

https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/r070312_ippan_kyousounyuusatsu.html

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月24日 午前11時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の受領期限

令和7年4月23日 午前11時00分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和7年4月23日 午前11時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に

届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、初期導入費用、運用費用（帳票等の作成、印刷、配送費用等）を含んだ委託料総額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した特定役務を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入

札には参加できないものとする。

- (5) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Contract work detail:
Commission for preparing Toyama Prefecture tax notices or other related documents.
- (2) Time limit of tender
11:00 a.m. 23 April 2025
- (3) Contact point for notification:
Taxation Division
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3180

土地改良区連合の役員の退任

常願寺川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が令和 7 年 2 月 14 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 12 日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 川 忠 昭	富山市中川原 368 番地
同	堀 井 貞 夫	同 馬瀬口 315 番地
同	坂 井 義 彦	同 日方江 1347 番地
同	細 川 清 弘	同 飯野 120 番地 2
同	亀 山 彰	中新川郡立山町岩峯寺 151 番地
同	住 松 幹 也	同 同 野口 45 番地
同	酒 井 務	同 同 利田 382 番地 2
同	稲 生 貞 吉	同 舟橋村舟橋 1081 番地
監 事	北 野 忠 敬	富山市西番 218 番地
同	坂 井 義 弘	中新川郡立山町下段 275 番地

土地改良区連合の役員の就任

常願寺川沿岸用水土地改良区連合の役員に次の者が令和 7 年 2 月 15 日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 12 日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 川 忠 昭	富山市中川原 368 番地
同	島 倉 信 雄	同 上千俵町 923 番地
同	林 和 幸	同 横越 837 番地

同	後山正人	同	田畑	1611番地4
同	亀山彰	同	中新川郡立山町岩峯寺	151番地
同	住松幹也	同	同野口	45番地
同	酒井務	同	同利田	382番地2
同	坂井義弘	同	同下段	275番地
監事	北野忠敬	同	富山市西番	218番地
同	大井一夫	同	水橋開発	238番地